

## 川口化学工業株式会社 行動計画

当社は、「次世代育成支援対策推進法」により、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」、また、女性の職業生活における活躍の促進に関する「女性活躍推進法」を進めるため、「一般事業主行動計画」を策定しています。これは、速やかに社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うためであり、次のような行動計画を策定してきました。

目標： 従業員が子供の看護のために、時間単位で看護休暇を取得できるように利用しやすい制度を導入する。

1. 計画期間 2011年 4月 1日 ~ 2012年 3月31日までの 1年間
2. 制度の運用開始 2011年12月

目標： 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除を行い、職業生活と家庭生活との両立を支援する。

1. 計画期間 2013年 4月 1日 ~ 2014年 3月31日までの 1年間
2. 制度の運用開始 2013年12月

目標： 社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていくうえでの悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取り組みを行い、職業生活と家庭生活との両立を支援する。

1. 計画期間 2015年 4月 1日 ~ 2016年 3月31日までの 1年間
2. 制度の運用開始 2015年12月

目標： 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度を導入する。

1. 計画期間 2017年 4月 1日 ~ 2018年 3月31日までの 1年間
2. 制度の運用開始 2017年12月

目標： 妊娠中の女性社員へ、妊娠中や出産後の母性健康管理について情報提供を行う。子どもが産まれる男女社員へ、産前産後休業、育児休業、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除など制度の周知を行う。

1. 計画期間 2019年 4月 1日 ~ 2020年 3月31日までの 1年間
2. 制度の運用開始 2019年10月

目標： 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として以下の措置を実施。

○男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

1. 計画期間 2021年 4月 1日 ~ 2022年 3月31日までの 1年間
2. 制度の運用開始 2021年 7月

目標： 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として以下の措置を実施。（次世代育成支援対策推進法）

○男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

多様なキャリアコースに関する事項（女性活躍推進法）

○育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施

1. 計画期間 2022年 4月 1日 ～ 2027年 3月31日までの 5年間

以上